

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年6月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800573号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1900010号

第1 結論

請求者のA保育園における平成27年12月10日の標準賞与額を80万5,000円、平成28年3月18日の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月10日及び平成28年3月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月10日及び平成28年3月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成27年12月10日
②平成28年3月18日

請求期間の賞与について、賞与支払届を提出したものの訂正が必要となり、訂正した書類を提出しないまま2年が経過したことから時効が成立してしまい、職員25名分の標準賞与額に相違が生じた。A保育園で園長として社会保険事務を担当していたので、保険給付に反映されない記録とされている請求期間について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A保育園が提出した「平成27年2回目賞与等一覧表」及び「平成28年3回目賞与等一覧表」により、請求者は、請求期間①及び②について、同園から賞与を支給され、請求期間①は80万5,000円、請求期間②は11万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。